

## 最終報告に向けた議論の進め方について（案）

- 1 夏頃の最終報告に向けて、月 1 回又は 2 回程度の頻度で、会議を開催する。
- 2 議論の進め方は、以下のとおりとする。
  - ① 中間報告第 3 章で提言された項目を中心に、更に議論を深める。また、ほかにも議論が必要な項目があれば、対策の方向性を検討するとともに、内容の具体化も図る。
  - ② 関係省庁から対応状況等の説明を受ける機会も設ける。
  - ③ 検討会議の下に設ける「南海トラフの巨大地震対策」や「首都直下地震対策」等に関するワーキンググループの議論を検討会議の議論に反映する。
- 3 行政のみならず、地域、市民、企業等が一体となって「減災」の取組を進めるため、積極的な情報発信や幅広い課題・意見の把握に努め、国民的なレベルでの議論を喚起する。